

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する松浦中央病院附属訪問看護ステーション（以下「本事業所」という。）において実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思および人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業所が実施する指定訪問看護は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 指定訪問看護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医および居宅介護支援事業者へ情報に提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 松浦中央病院附属訪問看護ステーション
- (2) 所在地 長崎県松浦市志佐町浦免856番1

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 本事業所における職員の職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（常勤・看護職兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護の実施に関し、本事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員：看護師4名（常勤1名・管理者兼務、常勤3名・専従職員）

看護職員は主治医の指示書と居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って訪問看護計画書を作成し、当該計画に基づき指定訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

- (3) 理学療法士等：理学療法士2名（常勤1名・専従職員、非常勤1名・常勤換算0.5名）

看護職員と同様に、主治医の指示書と居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って訪問看護計画書を作成し、該当計画に基づき指定訪問看護を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

訪問看護計画に基づき、当訪問看護ステーションの理学療法士等が定期的に訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものとなるように、日常生活動作の向上練習や、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、自主運動の説明等を行う。また、状況に応じ住宅改修や、福祉機器活用のアドバイスなどを行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
- (2) 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (3) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。
- (5) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者が、かかりつけ医師に申し込み、医師が交付する訪問看護の指示書に基づいて訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者又はその家族から本事業所に直接申し込みがあった場合、又はケアマネージャーに申し込みがあった場合は、かかりつけの医師の指示書に基づきサービスを提供する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、本事業所から高齢者サービス調整チームに主治医の選定を依頼する。

（指定訪問看護の内容）

第7条 本事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成および利用者又はその家族への説明、提供利用者の希望、主治医の指示書およびケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。

（訪問看護サービスの内容）

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ①病状・障害の観察、健康管理、内服薬管理 | ⑥療養生活や介護方法の指導 |
| ②清拭・洗髪等の清潔ケア、食事・排泄ケア | ⑦カテーテル等の維持管理 |
| ③褥瘡の予防・処置 | ⑧その他医師の指示による処置 |
| ④リハビリテーション | ⑨療養生活や看護・介護に関する指導・相談 |
| ⑤ターミナルケア・認知症患者の看護 | ⑩在宅療養指導管理料に関する指導管理 |
- (2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護
 - (3) 訪問看護報告書の作成
 - (4) 主治医等関係者への情報提供

(利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお、医療保険の場合は、診療報酬の額による。

2 死後の処置料：10,000円

3 訪問看護に要した交通費、おむつ代等は実費相当の支払いを受ける。次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定介護予防訪問看護に要する交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 本事業所から片道20キロメートル以上…100円/回

4 指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の指定訪問看護の実施地域は、長崎県松浦市・佐世保市・平戸市・北松浦郡、佐賀県伊万里市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 管理者は、看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、本事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 管理者は、本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。

(3) 看護師等に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第 12 条 指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、および市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 訪問看護等の提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 14 条 本事業所は、社会的使命を認識し、職員の資質向上のために研修・研究の機会を設け、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 本事業所の職員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は病院管理者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 9 月 1 日改定

平成 28 年 4 月 1 日改定

平成 28 年 7 月 1 日改定

平成 28 年 9 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 6 月 1 日改定

平成 30 年 8 月 1 日改定

令和 2 年 11 月 1 日改定

令和 3 年 2 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 5 月 1 日改定

令和 5 年 10 月 1 日改定

令和 7 年 4 月 1 日改定